

快適な暮らしを支える市税

私たちの暮らしは私たちが納めた市税に支えられています。福祉や教育、都市整備などの公共サービスにはたくさんの費用が必要に。それを皆さんに税として負担いただいています。

私たちの生活に欠かせない大切な市税。これからも納期内納付にご協力ください。

問い合わせは 1・3については 収納課 ☎027-898-5857
2については 市民税課 ☎027-898-6206

森林保全・防災対策の財源に 市県民税均等割を改正

問い合わせは
市民税課 ☎027-898-6203

来年度から個人の市県民税の均等割が下表のとおり年間1,700円増額になります。

県民税の均等割に700円が、豊かな森林環境を保全する財源「ぐんま緑の県民税」として。また、市民税・県民税の均等割に、それぞれ500円が、防災・減災対策の財源として上乗せになります。

区分	県民税	市民税	均等割合計
現在の均等割額	1,000円	3,000円	4,000円
ぐんま緑の県民税(5年間)	700円	—	700円
防災・減災施策の財源(10年間)	500円	500円	1,000円
来年度からの均等割額	2,200円	3,500円	5,700円

中学生が考えた 税の作文を展示

期日＝①11月6日(水)～22日(金)
②11月14日(木)～27日(水)
会場＝①は市役所1階市民ロビー
②は県庁32階展望ホール

3 納期内に納付がないと

納期内に市税を納めなかった場合、納めた人との公平性を確保するため延滞金を納めることに。督促状が届いたらすぐに納付するか収納課に連絡してください。

●それでも滞納が続くと

督促状の発送後も納付や連絡がない場合は、自宅への訪問や催告書の送付、市税コールセンターからの電話など、自主的な納税をしていただくための催告を行います。催告後も納税の意思がない場合は、預金や不動産といった財産の差し押さえなどの滞納処分を行います。滞納処分は滞納した人にとっても不利益に。納期限を忘れずに納期内納付をお願いします。

●税務情報はしっかり保護

納税相談では税務情報をしっかり保護します。相談では、資産や収入の状況を詳しく確認する必要があるため、相談者本人のことはもちろん、相談者の家族や勤務先、取引先などについて伺うことも。このような本人以外に関する秘密については、相談者本人が自分の秘密を開示することに同意しても、保護する必要があります。そのため、納税相談には、税理士のほか、税理士法で税理士となる資格が認められている弁護士・公認会計士以外の人は同席できません。

■休日に納税相談窓口を開設

平日に来庁できない人のために、毎月第3日曜日に休日納税相談窓口を開いています。

●11月の納税相談

日時＝11月17日(日)午前8時30分～午後4時
会場＝市役所収納課

いつでもどこでも簡単に

本市の市税は、銀行・郵便局の窓口やコンビニエンスストア、口座振替のほか、ペイジー対応のATMやインターネットバンキング、モバイルレジ、クレジットカードなどで納付できます。

市税は身近なサービスに

市民の皆さんのご理解とご協力で、本市の市税の収納率は前年に続き高い水準を維持。防犯灯のLED化、住宅用太陽光発電システムの補助、病児・病後児保育事業など、身の回りのさまざまな行政サービスに役立てられています。

1 納税は口座振替が便利です

納税は簡単便利な口座振替をお勧めします。口座振替をしたい預貯金口座のある金融機関や郵便局に通帳と届出印、納税通知書を持参して申し込んでください。口座振替依頼書は各金融機関にあります。申し込んだ月の翌月末以降の納期分から口座振替が開始されます。

振替日は各納期の納期限日。原則として一度申し込むと金融機関などに廃止手続きをするまで振替は継続されます。なお、口座を変更するときや年度途中で納税義務者が変更になったときは、早めに金融機関で口座の変更手続きをしてください。

2 事業者の電子申告と特別徴収

●申告や申請はパソコンで

事業者が市税の申告や申請、届け出を行う際に便利なのが、インターネットで手続きができるエルトックス。複数の自治体へ一度に申告することができます。

また、税制改正で所得税の源泉徴収票を電子データで提出することが義務付けられた事業所は来年度1月1日以降、市に提出する給与支払報告書も電子データで提出することが義務付けられました。こちらも、エルトックスが便利。給与支払報告書や申告書を無料ソフト「PCdesk」で簡単に作成できます。詳しくはエルトックスホームページ(<http://www.eltax.jp>)をご覧ください。

●特別徴収実施してますか

給与から所得税を源泉徴収している事業主は、個人市県民税を特別徴収することが法律や条例で義務付けられています。特別徴収は所得税の源泉徴収とは異なり、税額計算や年末調整は必要ありません。従業員が住んでいる市区町村から通知される1年間に差し引く税額を、12回に分けて給料から天引きします。これにより従業員にとっては1回分の負担が軽くなることや納付のため金融機関に向く手間がなくなるなどのメリットがあります。